

議案第44号

阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について

阿見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月6日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

阿見町職員の給与に関する条例(昭和32年阿見町条例第67号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「，新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「，特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第12条の6の見出し中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改め，同条第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に，「第44条」を「第26条の8」に改め，同条第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は，新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律(令和5年法律第14号)の施行の日から施行する。

阿見町職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年阿見町条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、災害派遣手当、<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を含まないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>)</p> <p>第12条の6 <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する職員が、その住所又は居所を離れて本町の区域に滞在した場合に支給する。</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>について準用する。</p>	<p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年阿見町条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、災害派遣手当、<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を含まないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>)</p> <p>第12条の6 <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8に規定する職員が、その住所又は居所を離れて本町の区域に滞在した場合に支給する。</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>について準用する。</p>	

阿見町職員の給与に関する条例の一部改正案の概要

1 改正の理由

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正により条文が整理され、改正前の同法第 44 条（職員の身分取扱い）の規定内容が、改正後には同法第 26 条の 8 に規定されることとなった。

また、これまで「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」とされていた手当も、感染症のまん延の初期段階からの派遣が可能となったことから、名称が「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」と変更された。

以上により関連する条文を改正するもの。

2 改正の内容

(1) 第 3 条

「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

(2) 第 12 条の 6

「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

「第 44 条」を「第 26 条の 8」に改める。